

**鳥取県告示第595号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限公司 代表取締役 四宮 佑一	鳥取市行徳三丁目317	智頭デイサービス事業所 りんどう	八頭郡智頭町大字三吉137-11	介護予防通所介護	平成20年9月1日